

施設更新の概要について

以前より広報誌でもお知らせしておりますとおり、当改良区が管理している畑かん施設、特に基幹施設である揚水ポンプや付随する電気通信設備等の多くが造成から40年近くが経過し、耐用年数を超過しているため、更新の時期を迎えています。

更新事業実施につきましては、施設の省エネルギー化を推進しエネルギー価格の高騰の影響を受けにくい農業水利システムへ転換するため創設された事業を活用し、施設の更新及び地元負担軽減を目指しています。

昨年度は、真に必要な緊急度の高い施設をピックアップし、整備の優先順位の検討、事業実施時の事業工程等、新規事業計画策定に向けた検討を行いました。

今年度中には事業計画を策定し、地元説明会を開催したあと国へ事業採択申請し、令和7年度採択を目指します。現時点での施設更新計画は以下のとおり想定しています。（今後の詳細検討により、変更となる可能性はあります。）

【北条砂丘地区施設更新】

- 1 全体事業費 31億5千万円程度（参考：R4年度広報誌 約20億円）
- 2 全工期 10年間程度（R7～R16）
- 3 地元負担 関係機関と協議し、組合員の皆様になるべく有利になるような事業を検討中です。
- 4 更新対象施設

真に必要な緊急度の高い施設をピックアップし、施設の重要度と健全度評価により優先順位を決定します。

※各施設は造成から約40年が経過し、交換部品が入手困難になるなど、リスクを抱えて運転しています。

施設名	経過年数	優先順位	備 考
第一揚水機場	39	1	天神川から取水するためのポンプであり、送配水の起点で役割が大きい施設です。稼働から39年が経過しています。
第二揚水機場	40	2	稼働から40年が経過しています。田井から妻波までの大きな受益を抱えています。
江北新開揚水機場	36	3	稼働から36年が経過しています。
各水管理施設	15～18	4	耐用年数が過ぎています。
管路	16～38	5	流量計や弁類等の付帯施設の耐用年数が過ぎています。
各施設耐震補強	47～61		建築基準改定以前に建築された第二揚水機場、江北浜揚水機場、第二電気室、中央管理所、由良東浜排水機場で建屋の耐震補強が必要です。



第一揚水機場のパッキン部スリーブという部品の磨耗状況です。天神川の水を直接汲み上げるため、摩耗が激しいです。



江北浜揚水機場のキュービクル内部の状況です。錆が酷く、穴が開いてしまっています。



第二電気室の建屋外壁の状況です。鉄筋が錆びて露出しています。建築から60年以上が経過しており、耐震補強が必要です。



お台場大橋に添架してある3号幹線水路の支持金具が腐食しています。

第73回 通常総代会挨拶



理事長 青亀 恵一

皆さん、こんにちは。本日、農作業もだんだん忙しくなってきた時期ではございますが、総代会を開催させていただきました。よろしく願いいたします。

本日は、御来賓として、北栄町長手嶋俊樹様、鳥取県土地改良事業団体連合会の倉吉事務所長の柏木大作様をお迎えしております。お二方には、当団体の運営に、格段の御指導、御援助等を頂いており感謝申し上げます。特に、北栄町長手嶋様におかれましては、一昨年来の大幅な電気代高騰が、当団体の運営に大きな負担となっておりましたが、多額の補助金を頂き、土地改良区運営にきわめて大きな御援助を頂き、改めて、心より感謝を申し上げます。ありがとうございました。引き続き、御指導、御援助を頂きますようお願い申し上げます。

さて、昨今の農業の後継者不足に起因する数々の農業問題が、当団体の運営にも大きな影響を及ぼしつつありますことは、例年申し上げていることではございます。一昨年よりのエネルギー高騰等に起因する大幅な物価上昇は、当団体の運営を更に厳しくしております。特に、電気代の高騰は、多額の支出が 今後も予想されます。その増額分は、組合員の賦課金の追加増額もやむなくお願いせざるを得ない状況にあります。そして、令和6年度は、千㎡あたり150円の追加増額をお願いせざるを得なくなりました。そして、物価等が安定した時期には、改めて、長期の健全運営の在り方を検討する必要があるとも考えております

昨年、総代会でいろいろな提案・御意見を頂きました「地区除外決済金」の計算の在り方について、理事会で協議し、「経費上昇率」を以前の「建設物価指数」ではなく、直近、五年間の改良区に関する「消費者物価指数」の平均値を「経費上昇率」として計算する方法を採用し、今回提案させていただいております。また、施設の老朽化対策につきましては、国の支援により、当施設の機能診断を実施し、その結果をもとに、現在、施設・設備等の全面改修を計画しており、鳥取県の担当課にその改修計画を練っていただいております。組合員の地元負担の少ないように事業計画をお願いしておりますが、本年、1月に鳥取県の担当課に説明していただいた改修計画の概要書を参考資料として添付させていただきました。

この計画によりますと、いろいろな条件はあるものの、極めて地元負担の少ない事業計画と考えており、引き続き、関係行政機関と協議しながら事業計画を検討して参りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

北栄町の主産業であります農業、砂丘地農業をしっかりと守り、振興していくためには、当団体の健全運営は不可欠ですので、今後も、一層の経営努力をしてまいります。

今回の総代会では、令和4年度の事業報告並びに収支決算等、令和5年度の補正予算、また、令和6年度の事業計画並びに収支予算等、計13議案を提案しております。慎重に御審議していただき、全議案とも、原案通り、承認、可決していただきますようお願い申し上げます。あいさつといたします。よろしく願いいたします。

第73回 通常総代会開催



令和6年3月19日13時30分より、北栄町中央公民館の2階講堂において、北栄町長 手嶋俊樹様、鳥取県土地改良事業団体連合会倉吉事務所長 柏木大作様の御臨席を賜り、第73回通常総代会を開催しました。

総代30人（現在員数39人、出席率77%）の出席を頂き、議長には北栄町田井の稲本喜久総代が選出され、提出された13議案を原案どおり可決決定し閉会しました。

なお、提出議案のうち令和4年度決算及び令和6年度予算の概要は2ページと3ページに掲載しています。

※令和5年度決算は確定していますが、内部監査と総代会の承認を受けていませんので、次号で報告します。

職員の退職について

令和6年3月31日付で、会計主任の吉田かおりさんが退職されました。平成12年より会計経理業務に携わっていただき、大変お世話になりました。

《令和4年度 一般会計決算》

(収 入)

科 目	決算額	付 記
1 土地改良事業収入	71,774,716円	維持管理費
2 附帯事業収入	258,670	他目的使用料他
3 特定資産運用収入	22,750	預金利息
4 補助金等収入	51,372,186	補助金
5 交付金収入	12,240,000	適正化事業交付金
6 業務受託料収入	88,154	松くい虫防除
7 雑収入	14,673,300	過年度収入他
8 借入金収入	0	
9 特定資産取崩収入	27,555,255	経常費、繰替運用他
10 固定資産売却収入	334,925	
11 他会計繰入金	535,332	太陽光発電特会より
12 繰越金	1,248,895	
合 計	180,104,183	

(支 出)

科 目	決算額	付 記
1 土地改良事業費支出	113,011,881円	土地改良事業に要する経費
2 一般管理費支出	24,727,208	土地改良区運営に要する経費
3 借入金返済支出	3,870,604	
4 支払利息	21,972	
5 固定資産取得支出	0	
6 特定資産積立支出	25,313,423	職員退職給与引当金他
7 他会計繰出額	0	
8 繰越金	13,159,095	
9 予備費	0	
合 計	180,104,183	

《令和4年度 太陽光発電事業特別会計決算》

(収 入)

科 目	決算額	付 記
1 発電事業収入	523,965円	売電収入
2 特定資産運用収入	1,200	預金利息
3 雑収入	0	
4 他会計繰入金	0	
5 繰越金	199,888	
合 計	725,053	

(支 出)

科 目	決算額	付 記
1 他会計繰出金	535,332円	電力費に充当
2 繰越金	189,721	
合 計	725,053	

《令和4年度 貸借対照表》

令和5年3月31日現在

科 目	金 額
I 資産の部	円
1 流動資産	52,671,714
2 固定資産	
(1) 基本財産	0
(2) 特定資産	6,346,521,071
(3) その他固定資産	7,286,782
3 繰延資産	0
資 産 合 計	6,406,479,567

科 目	金 額
II 負債の部	円
1 流動負債	36,167,687
2 固定負債	54,378,010
負債合計	90,545,697
III 正味財産の部	
1 指定正味財産	5,204,040,813
2 一般正味財産	1,111,893,057
正味財産合計	6,315,933,870
負債及び正味財産合計	6,406,479,567

《令和6年度 一般会計予算》

(収 入)

科 目	予算額	付 記
1 土地改良事業収入	66,340千円	維持管理費
2 附帯事業収入	159	他目的使用料他
3 特定資産運用収入	13	預金利息
4 補助金等収入	7,251	補助金
5 交付金収入	9,000	適正化事業交付金
6 業務受託料収入	90	松くい虫防除
7 雑収入	750	過年度収入他
8 借入金収入	0	
9 特定資産取崩収入	41,784	経常費、繰替運用他
10 固定資産売却収入	0	
11 他会計繰入金	501	太陽光発電特会より
12 繰越金	0	
合 計	125,888	

(支 出)

科 目	予算額	付 記
1 土地改良事業費支出	71,831千円	土地改良事業に要する経費
2 一般管理費支出	27,741	土地改良区運営に要する経費
3 借入金返済支出	0	
4 支払利息	0	
5 固定資産取得支出	0	
6 特定資産積立支出	26,016	職員退職給与引当金他
7 他会計繰出額	0	
8 繰越金	0	
9 予備費	300	
合 計	125,888	

《令和6年度 太陽光発電事業特別会計予算》

(収 入)

科 目	予算額	付 記
1 発電事業収入	500千円	売電収入
2 特定資産運用収入	1	預金利息
3 雑収入	0	
4 特定資産取崩収入	0	
5 他会計繰入金	0	
6 繰越金	0	
合 計	501	

(支 出)

科 目	予算額	付 記
1 発電事業費	0千円	
2 特定資産積立支出	0	
3 他会計繰出金	501	電力費に充当
4 繰越金	0	
合 計	501	

★令和6年度の組合費について

◇賦課基準日 令和6年4月1日

◇納期限

期別	賦課金種別	納期限
1期	維持管理費（前期）	令和6年7月31日
2期	維持管理費（後期）	令和6年9月2日

◇徴収金額（千㎡当たり）

維持管理費	11,250円（前期5,650円・後期5,600円）※前年度 11,550円	
維持管理費（松神）	11,450円（うち排水管理費分200円）（前期5,750円・後期5,700円）	
維持管理費（大栄）	11,650円（うち排水管理費分400円）（前期5,850円・後期5,800円）	

★地区除外の取扱いについて★

1. 農地転用（地区除外）を計画される場合には、まず土地改良区に御相談ください。
2. 農業振興地域内では、公共事業等に伴う買収以外の農地転用（地区除外）は認められません。
3. 道路、河川用地等の公共事業として用地買収される場合、下表のとおり決済金が必要です。

※ 公共用地買収であっても、地区除外の申請手続と決済金が必要です。地区除外の手続と決済金を納めていただかないと、いつまでも賦課金が賦課されますので、用地交渉の時に「北条砂丘土地改良区の受益地」であることを言って、後日に問題が残らないようにお願いします。

（注）維持管理費決済金は、今後の改良区の運営及び施設を管理していくための費用を決済していただくものです。

〔令和6年度 地区除外決済金〕

1	維持管理費決済金（千㎡当たり）	92,453円
	松神地区	94,053円
	大栄地区	95,653円
2	役員現地確認日当（1申請当たり）	1,300円

太陽光発電の実績

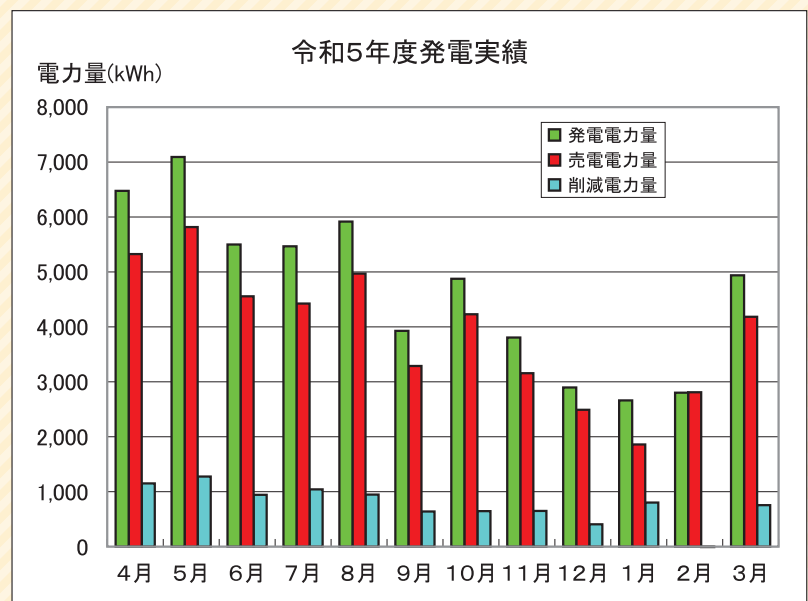
◎令和5年度発電実績

- ・設備容量：54kW(合計6か所)
- ・発電電力量：56,358.73kWh
- ・売電電力量：47,110.7kWh
- ・売電収入：471,107円
- ・削減電力量：9,248.03kWh
- ・削減電力費：約277,000円

◎平成23年3月から

令和6年3月末までの実績

- ・総発電電力量：791,018.20kWh
- ・総売電電力量：669,252.2kWh
- ・総売電収入：26,269,373円
- ・総削減電力費：約2,527,000円



●組合費の全額納付について

期別で賦課しております組合費を、1期（7月）で全額納付していただくことができます。
御希望の方は、改良区に申し出てください。

●休耕畑の賦課金について

賦課金は、休耕畑についても、従来どおり地積割りで賦課されますので、御理解御協力よろしくお願いたします。

●口座振替及び振込入金の領収書について

口座振替及び振込入金の方は、通帳記入をもって領収書にかえさせていただきます。

●組合費の口座振替（自動引落）について

組合費の口座振替は、ゆうちょ銀行・鳥取中央農協・鳥取銀行・山陰合同銀行で取り扱っております。

組合費の納入は、安全で納め忘れの心配もなく、納期ごとに金融機関に出かける手間もはぶける便利な口座振替を是非御利用ください。口座振替の手続には1か月程度かかります。お早めにお申し込みください。

口座振替依頼書は上記の金融機関（農協・鳥取銀行のみ）及び北条砂丘土地改良区にあります。

※「ゆうちょ銀行・山陰合同銀行」を利用される場合には、専用の申込書での手続が必要です。

御希望の方は事前に改良区まで連絡をお願いします。

●こんなときは必ず手続をお願いします

農地の権利関係が、次の事由により異動したときは必ず土地改良区に届け出てください。

土地改良法第43条の規定により、組合員には資格得喪の通知義務が課されています。

（組合員資格得喪通知書は改良区にあります。）

1. 組合員の死亡 2. 土地の売買・譲渡 3. 住所や氏名の変更 4. 農業者経営移譲年金を受給

※農地を相続・取得された場合、土地改良法第42条の規定によりその農地の権利義務を引き継ぐこととなります。このため、賦課金の滞納金がある場合は、相続・取得された方にそのまま引き継がれますので御注意ください。

●農地の所有権移転にも土地改良区の意見書が必要です

農地の所有権移転（農地法第3条）には、本来土地改良区の意見書は不要ですが、所有権移転された土地に滞納賦課金がある場合、土地改良法第42条により新たな所有者が滞納金の納付義務を負うため、北条町では土地改良区の意見書を必要としています。

農業委員会に所有権移転の申請をされる前に、土地改良区へ意見書の交付を申請してください。

●賦課金の期限内納入のお願い

北条砂丘土地改良区賦課金は、期限内に納入されるように御協力をお願いします。賦課金を期限内に納入されない組合員に対して、滞納処分の前提となる督促状を送付します。督促状には100円の督促手数料が加算されます。

また、年初めに、未納のある組合員に送付する「納付催告」には年14.6%の延滞金が加算されますので御注意ください。

●滞納処分について

組合費を滞納した場合、納期限までに納付された方との公平性を保つため、土地改良法第39条により滞納処分の法的手続をとり、財産を差し押えることがありますので、御注意ください。

原則として、財産の差し押えを行うに当たり、事前予告や本人の同意は必要としません。

法律では、「督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき」はいつでも財産を差し押さえることができるとされています。

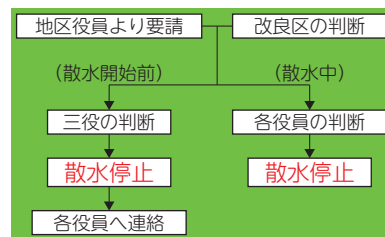
令和5年度は、11件の滞納処分認可を受け、差し押えを執行しました。

今年度も滞納処分を行う予定ですので、未納の場合は速やかに金融機関などで納付してください。

悪天候時の対応について

悪天候で散水を停止する場合は、以下の手順で行います。

- ①『地区役員からの要望』または『改良区の判断』で、散水を停止した方がよいと思われる場合
- ②通常散水が始まる前の場合は、三役（理事長・代表理事）の判断で各地区（中北条・下北条・大栄）の散水停止を決定します。
- ③散水中の場合は、全役員に連絡し、意見のまとまった地区から散水を停止していきます。
- ④各地区役員へ散水しないことを連絡します。その後、各地区役員が地区放送で散水中止の周知を行います。
- ⑤改良区職員が、広報車で砂丘畑を巡回します。

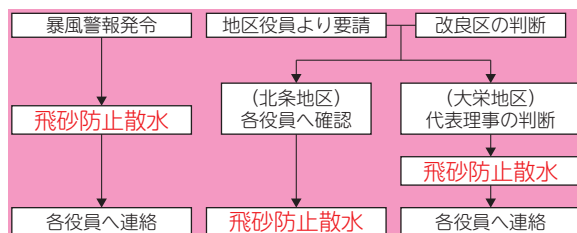


強風時の対応について

強風により、飛砂防止散水（5分散水）に切り替える場合は、以下の手順で行います。

バルブが開いてない場合には効果が期待できませんので、バルブを開けていただきますよう御協力をお願いいたします。

- ①暴風警報が発令され、地面が乾き飛砂が確認されたときには、飛砂防止散水とし、各地区役員へ連絡します。
- ②『地区役員からの要望』または『改良区の判断』で、飛砂防止散水に切り替えた方がよいと思われる場合は、北条地区は、各地区役員に確認し、意見のまとまった地区から飛砂防止散水に切り替えます。
大栄地区は、代表理事の判断で飛砂防止散水への切り替えを決定し、各地区役員へ連絡します。
- ③その後、各地区役員が地区放送で飛砂防止散水の周知を行います。
- ④改良区職員が、広報車で砂丘畑を巡回します。



注：散水を中止した日の翌日と、飛砂防止散水の翌日は、全ブロックを散水します。

散水番号は、時間表の先頭番号より散水します。（10番の次は11番、20番の次は1番が出ます。）

雨天時や強風時の対応については、各地区役員が地区放送で周知を行います。畑に出ておられる組合員の皆様には地区放送が聞こえないため、補完的に広報車で砂丘畑を巡回しています。

メルマガでも情報を発信していますので、御登録ください。

メールマガジン（メルマガ）の登録をお願いします

悪天候のために散水を中止したり、強風のために飛砂防止散水に切り替えたりした時に、一刻でも早く組合員の皆様にお知らせするために、メルマガの配信を行っております。

- ①登録は、右のQRコードからメールを送信してください。件名は変更しないでください。QRコードが読み取れない場合は、『hojosakyu@gmail.com』あてにメールを送信してください。
件名には必ず『メルマガ配信希望』と記入してください。
件名が違ったり空白の場合は、受付ができませんので御注意ください。
- ②『水土里ネット北条砂丘NEWSへの招待状』という件名のメールが届きますので、『この招待を承諾』ボタンを押してください。
招待状の送信は手作業で行っていますので、2営業日程度お待ちください。



—2日程度お待ちいただいてもメールが届かない場合—

招待状は『noreply@groups.google.com』というアドレスから届きます。
また、通常のメルマガは『hojosakyu@gmail.com』というアドレスから届きます。
メールが届かない場合は、メールフィルターの設定を確認してから、再度空メールを送信してください。
メールフィルターに関しては、改良区では確認や設定はできませんので、御自身で設定の確認をお願いします。

登録ができない場合は、事前に電話0858-36-2004まで御連絡いただき、メール配信を希望される携帯電話やスマートフォンをお持ちのうえ、改良区事務所までお越しください。その場で確認して登録のお手伝いをさせていただきます。ただし、Eメールが送受信でき、メールフィルターが設定されていない端末に限ります。SMSには対応していませんので御了承ください。